

福井大学基金  
UNIVERSITY OF FUKUI FUND

羽ばたけ基金<sup>®</sup>

福井大学の若者を羽ばたかせてください  
福井大学を羽ばたかせてください  
きっと福井を羽ばたかせます



## 一般基金 福井大学全体または学部への支援

### ① 学生修学支援事業 税額控除 所得控除

経済的な理由により修学が困難な学生の修学を支援します。

経済的な理由により修学が困難な学生に対する授業料・入学料減免、奨学金支給、海外留学支援、その他学生の経済的負担の軽減を図る事業です。

### ② 学生・若手研究者研究支援事業 税額控除 所得控除

学生又は不安定な雇用状態にある研究者の研究等を支援します。

公募型プロジェクトで自立した研究活動に要する費用の負担、論文刊行・学会等参加に要する費用の負担、研究者としての能力・資質向上を目的とする研究者等との交流促進を支援します。

### ③ 卓越高度専門職業人育成・研究支援事業 所得控除

Society5.0の時代にしなやかに存在感を発揮できる卓越高度専門職業人育成のための修学支援、強みや地域特性を踏まえたイノベーションの創出につながる研究活動を支援します。

優秀な学生等の授業料・入学料減免や奨学金支給、海外留学や外国人留学生の受入れの支援、課外活動（サークル等）の支援、研究活動の支援、建物等を含む教育研究環境の整備を支援します。

※寄附先の学部等をご指定いただけます。

### ④ グローバル化・地域振興支援事業 所得控除

グローバル化対応や地域振興のための学生・教職員の活動を支援します。

外国人留学生受入れのための体制や環境整備、海外交流先拡大や海外での活動の支援、地域のグローバル化対応の支援、地域社会や他大学等との連携活動の支援、その他地域振興のために大学として行う事業です。



## 特定基金 特定の部局やプロジェクトへの支援

### ⑤ 附属病院の応援 所得控除

患者さん一人ひとりに安全で質の高い医療を提供し、福井県内唯一の特定機能病院として県民のご期待に応えます。

- ・患者さん中心の開かれた病院として、環境の整備やサービスを向上します。
- ・高度医療を推進し、臨床研究をはじめ、新しい医療の研究開発を推進します。
- ・広い視野を持った優れた医療人、とくに次世代を担う若手を育成します。

### ⑥ 教職大学院の応援 所得控除

次世代の教育を担う連合教職大学院の院生の修学を支援します。

- ・教職大学院次世代教育創生資金等

### ⑦ 附属学園の応援 所得控除

教育学部附属学園の教育・研究の活性化を図ります。

施設・設備の充実及び環境整備、幼児・児童・生徒の修学支援、国際交流事業、附属学園教員の研究・研修等支援、後期課程校舎改修に伴う教育環境整備



## 周年事業 創立記念事業等への支援

### S-① 工学部創立100周年記念事業及び工学系の教育・研究の応援 所得控除

2024年に創立100周年を迎える工学部の記念事業並びに工学系の優れた人材の育成と研究の推進に活用します。（募集期間 2025年3月まで）

一定額以上のご寄附（個人10万円以上、法人50万円以上）をいただいた場合は、芳名板にご芳名を刻み、末永く顕彰させていただきます。



100周年記念施設イメージ

※ご支援いただける事業をご選択ください（複数選択可）。事業のご指定がない場合、「①学生修学支援事業」にて活用させていただきます。

※③の学部指定、⑤～⑦及びS-①の事業へのご寄附については、その一部を大学全体として基金の目的達成に必要な事業に活用させていただきますので、ご確認ください。



## ■福井大学基金へのご寄附のお手続き方法

### 1 金融機関からのお振込によるご寄附

附属の専用の払込用紙をご利用ください。

#### ●全国の郵便局（ゆうちょ銀行）又は福井銀行をご利用の場合

「払込用紙記入上の注意」をご確認いただき、**福井大学基金** 専用の払込用紙に必要事項をご記入の上、お手続きください。払込手数料は大学が負担（ゆうちょ銀行で、現金でお振込みされる場合に加算される手数料 110 円を除きます。）します。

#### ●その他の金融機関をご利用の場合

払込手数料が発生しますので、払込金額欄には、寄附金額から払込手数料を差し引いた金額をご記入ください。手数料を含めた金額を寄附金としてお取り扱いします。

※**専用の振込用紙以外でのお振込みの場合**は、基金事務局（0776-27-9903）までご連絡ください。

ご連絡がない場合、寄附された方の確認が困難となります。振込手数料は寄附者様のご負担となりますので、ご了承ください。

### 2 インターネットでのお手続きによるご寄附

インターネットでのお手続きでは以下のお取扱いが可能です。

- クレジットカード決済
- コンビニ決済
- Pay-Easy（インターネットバンキング）決済



←お申込みはこちらから

福井大学基金ホームページの寄附申し込み画面（インターネットでのお申込）のお申込フォームよりお手続きください。クレジットカード決済等の場合、領収書の発行までに約 2～3 ヶ月を要することがありますので、予めご了承ください。

### 3 口座振替によるご寄附

継続的なご寄附（定期自動引き落とし）のお申し込みとなります。「寄附申込書」及び「預金口座振替依頼書」をお送りいたしますので、基金事務局までご連絡ください。

### 4 大学窓口でのご寄附（現金によるご寄附）

以下の窓口にて、現金のお持ち込みによるご寄附もお受けしております。

- ・文京キャンパス 本部棟 2階 基金事務局
- ・松岡キャンパス 福井大学附属病院 外来棟 1階 患者総合支援センター

## いろいろなご寄附の方法

福井大学基金には、次の方法によるご寄附も可能です。

#### ●福井県ふるさと納税によるご寄附

福井大学基金には、福井県ふるさと納税「県内大学の魅力向上応援」を活用したご寄附も可能です。附属の **福井県ふるさと納税** 専用の払込取扱票により最寄の郵便局でお手続きできます。

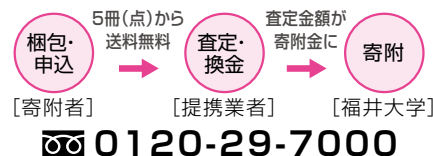
インターネット  
でのお申込みは  
こちらから→



#### ●福井大学リサイクル募金によるご寄附

皆様から読み終えた本・DVD・ブランド品等をご提供いただき、その査定換金額が福井大学に寄附される仕組みです。寄附金は経済的な理由により修学が困難な学生に対する修学支援事業に活用させていただきます。

【お問合せ・お申込み】リサイクル募金さしやぽん  
(運営：嵯峨野株式会社)



#### ●遺贈によるご寄附

近年、ご自身のゆく先を考えられ、築かれた財産の一部を、将来、遺贈の形で母校へ寄附することで、社会に貢献し、未来に繋げたいとお考えの方が増えております。このため、福井大学では、銀行と提携し、「遺贈による寄附」制度を設けておりますので、本制度へのご理解とご活用について、よろしく願い申し上げます。福井大学にご遺贈いただいた財産は、原則として、相続税の対象となりません。

提携銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社福井銀行

詳細は  
こちらから→



## 募金の受入・活用状況、支援を受けた学生さんの声

これまでのご寄附の受入れ額は 7 億 2,742 万円（ふるさと納税を含む）で、これまでに 1 億 8,291 万円を延べ 1,917 人の学生さんへの支援と各事業の実施に活用させていただきました。

詳細は  
こちらから→



## 税制上の優遇措置等

「福井大学基金」へのご寄附は、税制上の優遇措置が受けられます。

### ● 個人からのご寄附

所得控除の適用対象となります。

一般基金「①学生修学支援事業」「②学生・若手研究者研究支援事業」にご寄附いただいた場合のみ、**所得控除**に加え**税額控除**の適用対象となります。

#### 1. 所得税の優遇措置

##### ▶ **所得控除** (所得税法第78条第2項第2号)

寄附された年の所得金額から控除を受けることができます。

所得金額に対して寄附金額が大きい場合、減税効果が大きくなります。

$$\text{寄附金控除額} = \text{寄附金合計} - 2,000\text{円}$$

※控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の40%が上限です。

##### ▶ **税額控除** (租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項) ※「①学生修学支援事業」「②学生・若手研究者研究支援事業」へのご寄附の場合のみ、「税額控除」の適用対象

所得税額から直接寄附金額の一定割合が控除されます。

多くの場合、所得控除より大きな減税効果が見込まれます。

$$\text{税額控除額} = (\text{寄附金合計} - 2,000\text{円}) \times 40\%$$

※控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の40%が上限となり、税額控除額は、所得税額の25%が上限となります。

#### 2. 個人住民税（県民税・市町村民税）の寄附金税額控除（地方自治体の条例）

寄附された翌年の1月1日現在、福井県内にお住まいの方は、寄附された翌年の個人住民税から控除を受けることができます。

$$\text{税額控除額} = (\text{寄附金合計} - 2,000\text{円}) \times (4\% \text{【県民税】} + 6\% \text{【市町村民税】})$$

※控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%が上限です。

#### 3. 相続税の優遇措置（租税特別措置法第70条第1項）

遺贈によるご寄附の場合、被相続者様の相続税からその金額が非課税となります。

### ● 法人からのご寄附

(法人税法第37条第3項第2号)

**全額損金算入が可能です。**

## ふるさと納税

寄附金額から2,000円を除いた額が所得税・住民税から控除されます。※控除の対象となる寄附金額は、所得率に応じた一定額の範囲までです。

## ご厚志に対する謝意

#### ○オリジナルグッズの贈呈

新規寄附者の方及びキャンペーン期間中にご寄附いただいた方にお送りします。

[1例]



#### ○ご芳名の掲載

福井大学のホームページ (HP) や広報誌でご芳名を紹介させていただきます。

#### ○感謝状の贈呈

個人：10万円以上、法人：30万円以上ご寄附いただいた方、福井大学基金へ継続してご寄附いただいた方に、感謝状を贈呈いたします。

#### ○称号の贈呈

福井大学への寄附金額が累計で、100万円以上、500万円以上、5,000万円以上、1億円以上となった方に、それぞれ称号を贈呈させていただきます。また、ご芳名をご芳名板に刻み、末永く顕彰させていただきます。



#### ○「称号並びに感謝状贈呈式」並びに「感謝の集い」へのご招待

各称号並びに感謝状贈呈の対象の方を、「贈呈式」や「感謝の集い」にご招待いたします。

#### ○紺綬褒章

個人500万円以上、法人・団体1,000万円以上のご寄附の場合は、国の褒章制度である「紺綬褒章」の対象となります。

(企業・団体の方へ) 上記の顕彰の他、ご希望により、企業・団体様のHPを福井大学基金HPにリンクさせ、「福井大学応援企業」として、広くPRさせていただきます。

▶ 寄附手続きに関する詳細は、福井大学基金ホームページをご参照ください。 <https://www.u-fukui.ac.jp/kikin>

▶ ご不明な点等がございましたら、基金事務局までご連絡ください。

福井大学基金

お問い合わせ先

福井大学基金事務局

電話

0776-27-9903 (ダイヤルイン)

E-mail

kikin@ad.u-fukui.ac.jp

